## 不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法 令 名	武器等製造法(昭和28年8月1日他法律第145号)
根拠条項	第20条
処分の概要	猟銃等製造事業者等の許可の取消(第6条準用)
法令の定め	武器等製造法 第20条 武器等製造法施行規則 第20条、第21条
処 分 基 準	法令の定めにおいて具体的に規定されている。
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部商工労働観光課指導保安(商工)係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ (電話番号:011-204-5321)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法 令 名	武器等製造法(昭和28年8月1日他法律第145号)
根拠条項	第20条
処分の概要	製造設備等の修理、改造命令(第9条3項準用)
法令の定め	武器等製造法 第20条 武器等製造法施行規則 第20条、第21条
処 分 基 準	法令の定めにおいて具体的に規定されている。
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部商工労働観光課指導保安(商工)係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ (電話番号:011-204-5321)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法 令 名	武器等製造法(昭和28年8月1日他法律第145号)
根拠条項	第20条
処分の概要	製造事業者の許可取消、事業停止(第15条準用)
法令の定め	武器等製造法施行規則 第20条、第21条
処 分 基 準	法令の定めにおいて具体的に規定されている。
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部商工労働観光課指導保安(商工)係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ (電話番号:011-204-5321)
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm)